

太田市告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による本市内の町の区域を別紙変更調書のとおり変更する処分をしたので、同条第2項の規定により告示する。なお、当該処分の効力は、令和2年3月19日からその効力を生ずるものとする。

令和2年3月19日

太田市長 清水 聖 義



変更調書

町	地番
東長岡町	465の1、465の15、465の17、481の6、482の3、482の7から482の10まで、483の5、483の6、483の10、483の12、486の3、497の1、497の4、497の21、608の1、608の2、609の4、609の6、626の7、626の9、626の11、626の13、627の2、627の36、633の2、640の3、683の3から683の5まで、684の2、684の3、690の2、690の3、691の4から691の6まで、691の8、694の3

上記区域（同区域に介在する道路、水路である公有地の全部を含む。）をスバル町に変更する。